

国家戦略特区と 養父市の取組

令和5年9月2日

養父市国家戦略特区推進共同事務局長
(日本大学経済学部教授)

中川 雅之

国家戦略特区とは

- 国家戦略特区とは、成長戦略の実現に必要な、大胆な規制・制度改革を実行し、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を創出する仕組み。
- 経済社会情勢の変化の中で、自治体や事業者が創意工夫を生かした取組を行う上で障害となってきたにもかかわらず、長年にわたり改革ができていない「岩盤規制」について改革を行っていく。

【国家戦略特区の仕組み】

特例措置の創設

自治体・事業者等からの提案

規制緩和提案は誰でも行うことができ、随時募集

特区WG(民間議員主導)による調査・検討

提案者・関係省庁の双方にヒアリングを行い
特例措置の実現に向けた対応を検討

国家戦略特別区域諮問会議の審議

制度改革に向けた大臣級の審議(対応方針を決定)

特例措置が実現

国家戦略特区法もしくは関係法令を改正

個別の事業認定

国家戦略特別区域会議による具体案の作成

国(地方創生担当大臣)、自治体(首長)、事業者(代表)の
3者で国家戦略特別区域計画を作成

国家戦略特別区域諮問会議の審議

計画認定に向けた大臣級の審議(認定可否を決定)

総理大臣認定

規制の特例措置を活用した特定事業を認定



養父市は、平成26年(2014年)に「中山間農業改革特区」として、国家戦略特別区域の区域指定を受けている(一次指定の6区域のうちの一つ)。

特区制度のあゆみ

規制改革の強化！
岩盤規制対策の強化！

構造改革特区
(H14年12月～)

突破した規制は、
同じ条件なら、
全国で活用可能

府省間直接調整

評価調査委員会が
全国化を促進

総合特区
(H23年6月～)

突破した規制は、
総合特区であれば、
活用可能

国と地方の協議会

財政的支援を含め、
取組を総合的に支
援

国家戦略特区
(H25年12月～)

突破した規制は、
まずは13の特区
エリア内で活用

民間有識者が調整
をリード

特区エリアの取組を
評価。全国措置化
を推進。

関西圏 （大阪府、兵庫県、京都府）

医療等イノベーション拠点、
チャレンジ人材支援

事項数 **27**
事業数 **56**

- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制の緩和
- ・革新的な医療機器、医薬品の開発迅速化 他

養父市

中山間地農業の改革拠点

事項数 **10**
事業数 **26**

- ・農地の権利移転の円滑化
- ・企業による農地取得
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・自家用車による有償旅客運送
- ・遠隔服薬指導 他

福岡市・北九州市

創業のための雇用改革拠点

事項数 **26**
事業数 **84**

- ・スタートアップビザ
- ・スタートアップ法人減税
- ・航空法高さ制限の緩和
- ・空港アクセスバス 他

広島県・今治市

観光・教育・創業などの国際交流
・ビックデータ活用特区

事項数 **13**
事業数 **20**

- ・「道の駅」民営化
- ・獣医学部の新設 他

加賀市・茅野市・吉備中央町

（革新的事業連携型）

3自治体連携により、健康・医療などにおける革新的な事業を先行的に実施する「デジタル田園健康特区」

事項数 **2**
事業数 **2**

- ・スタートアップビザ

沖縄県

国際観光拠点

事項数 **9**
事業数 **12**

- ・農業分野での外国人受入
- ・農家レストラン
- ・地域限定保育士 他

新潟市

大規模農業の改革拠点

事項数 **12**
事業数 **23**

- ・特例農業法人の設立
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・農業分野での外国人受入 他
- ・農家レストラン
- ・特区民泊

仙北市

「農林・医療の交流」のための改革拠点

事項数 **8**
事業数 **9**

- ・国有林野の活用促進
- ・「着地型旅行商品」の企画・提供促進 他

仙台市

「女性活躍・社会起業」のための改革拠点

事項数 **19**
事業数 **21**

- ・NPO法人設立手続きの迅速化
- ・都市公園内保育所
- ・一般社団等への信用保証制度の適用 他

つくば市（スーパーシティ型）

先端的服务を実施するスーパー
シティ型特区

事項数 **4**
事業数 **4**

- ・スタートアップビザ
- ・開業ワンストップセンター

東京圏

（東京都、神奈川県、千葉県千葉市、成田市）
国際ビジネス、イノベーションの拠点

事項数 **41**
事業数 **156**

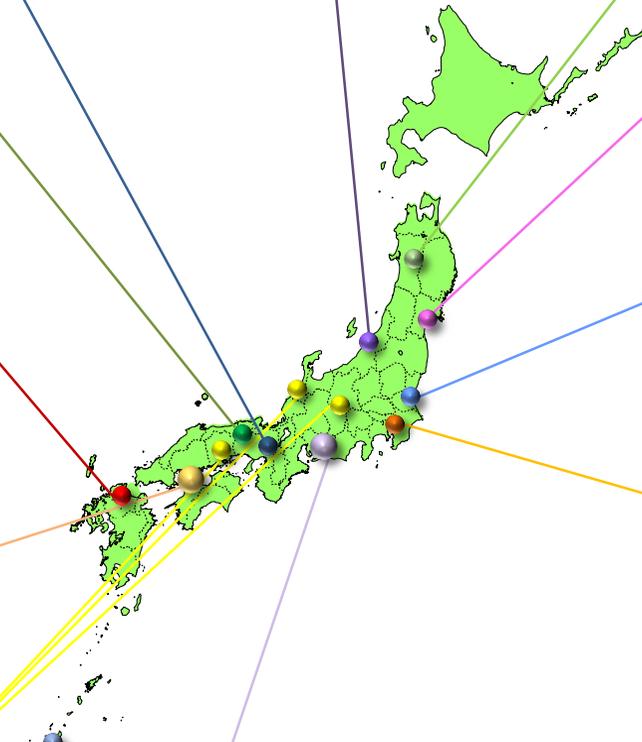
- ・都市計画法等に係る手続きのワンストップ化
- ・エリアマネジメント
- ・工場の新増設 他

愛知県

「産業の担い手育成」のための
教育・雇用・農業等の総合改革
拠点

事項数 **25**
事業数 **33**

- ・有料道路コンセッション
- ・公設民営学校
- ・農業分野及び家事支援分野での外国人受入 他



都市再生

- **都市計画手続きの迅速化**
→ 東京都のプロジェクトの経済波及効果は、約18兆円
- **エリアマネジメントの民間開放**【全国措置化】

医療

- **外国医師の業務解禁**
→ 2022年度末時点で延べ9人の外国医師による医業が可能となり、外国人の医療ニーズに対応
- **病床規制の特例**
→ 2022年度末時点で全国10箇所の医療機関において増床が可能となり、最先端医療の提供に貢献
- **医学部の新設**
- **遠隔服薬指導の解禁**【全国措置化】

保育

- **都市公園内保育所設置の解禁**【全国措置化】
→ 該当エリアの待機児童約3割の解消に貢献
- **小規模認可保育所（対象年齢の拡大）**【一部全国措置化】
→ 2022年度末時点で兵庫県西宮市ほか2市の14施設で3歳児以上の受入に対応
- **地域限定保育士**
→ 2022年度は神奈川県、大阪府、沖縄県で計880人が地域限定保育士試験に合格し、保育人材の確保に貢献

農業・林業

- **農業生産法人の要件緩和**【全国措置化】
- **農家レストランの農地内設置特例**【全国措置化】
→ 12箇所で開設し、農業の6次産業化や雇用の創出に貢献
- **保安林の解除手続期間の短縮**【全国措置化】
→ 愛知県が全国初活用。自動車産業の国内立地の機動的な拡充に貢献。

観光

- **古民家への旅館業法の適用除外**【全国措置化】
→ 2019年度に約1億2千1百万円の市場を創出
- **特区民泊の創設**
→ 2022年度末時点で2,032事業者が参入し、10,182居室が認定
- **観光客向けライドシェア事業の解禁**
→ 養父市・愛知県日間賀島で事業を実施

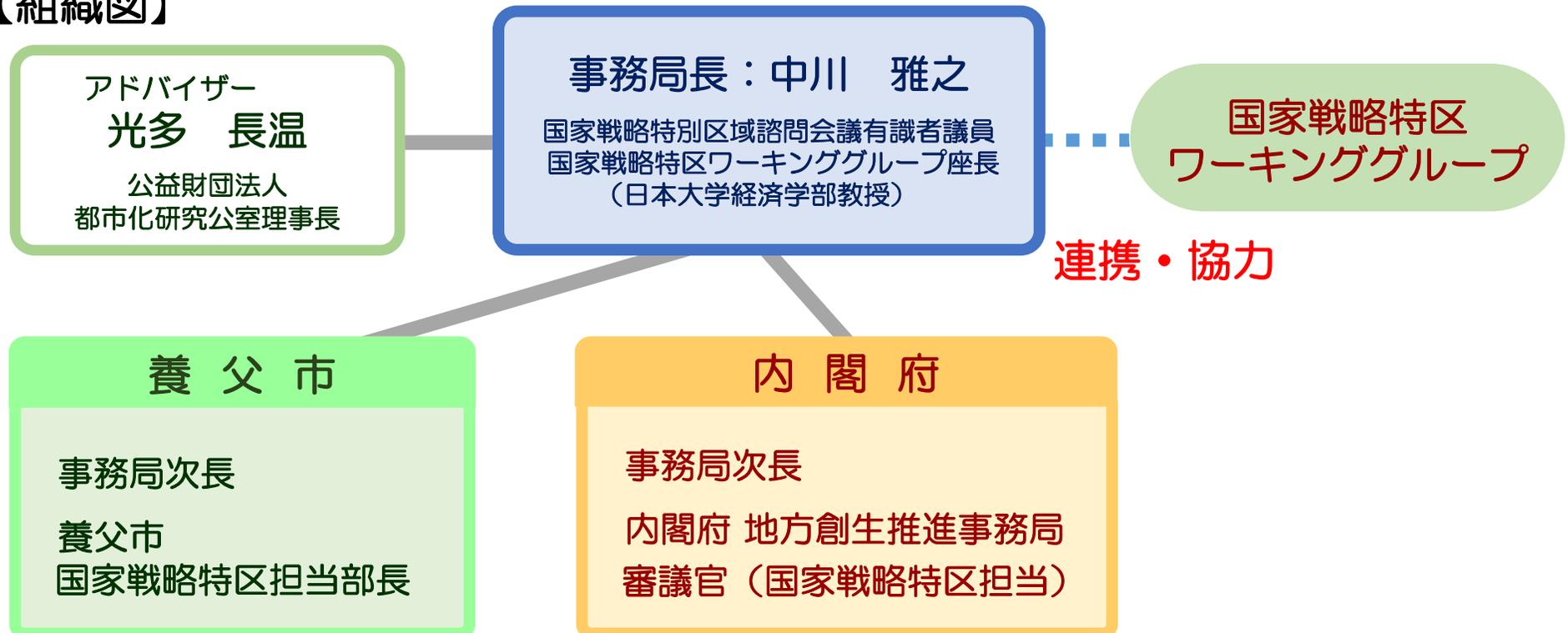
外国人材

- **外国人家事支援人材の受入解禁**
→ 2023年4月1日までに1,293名の人材を受入れ、女性の活躍推進に貢献
- **創業外国人材の特例（スタートアップビザ）の創設**
→ 2023年4月1日時点で386名が創業に向け特例を活用。制度拡充により、海外で人気のコワーキングスペース等での創業も可能に

「養父市国家戦略特区共同推進事務局」

- 平成28年11月9日の第25回国家戦略特別区域諮問会議での議論を受け、養父市における国家戦略特区を活用した規制改革等を推進するため、内閣府及び養父市による共同事務局を平成28年12月2日付けで設置している。事務局長及び構成員は以下のとおり。
- 上記共同事務局は、「国家戦略特区ワーキンググループ」と密接に連携・協力するものとし、関係者は必要に応じ、参画できるものとする。
- 令和5年6月に新たに中川雅之が事務局長に就任した。

【組織図】



養父市における規制改革メニュー

- 養父市は中山間地域における農業の活性化につながる規制改革メニューを提案・活用。
- 農業分野以外にも、地域の課題解決につながる規制緩和メニューについても提案。

規制改革

01

養父市が提案

農業委員会と市の事務分担

規制改革

06

養父市が提案



全国展開

古民家への旅館業法の適用除外

規制改革

02

全国展開

農業生産法人の要件緩和

規制改革

07

養父市が提案



全国展開

高年齢者等の雇用の安定に関する法律の特例

規制改革

03

養父市が提案



構造改革特区

企業による農地取得の特例

規制改革

08

全国展開

特定非営利活動法人（NPO法人）の設立手続きの迅速化

規制改革

04

全国展開

農業への信用保証制度の適用

規制改革

09

養父市が提案



一部緩和

過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

規制改革

05

全国展開

農用地区域内に農家レストランを設置

規制改革

10

養父市が提案



全国展開

テレビ電話による遠隔服薬指導

〈改革〉 農業委員会と市の事務分担

- 養父市と養父市農業委員会との同意に基づき、養父市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、養父市長が行うこととした。
- 手続きの迅速化により、耕作放棄地の再生と、農地の流動化を促進に寄与。

国家戦略特区で全国初の認定事業 (総理大臣認定 第1号)



農業委員会と市の同意(同意書の提出)
(平成26年7月5日)

養父市が提案した「農業委員会と市の事務分担」が平成26年9月9日に総理大臣認定を受け、国家戦略特区で初めて認定された事業となった。

○事務処理期間(営業日ベース)

これまでの手続きでは概ね18~20日
→ 6日程度に大幅短縮

○許可申請件数

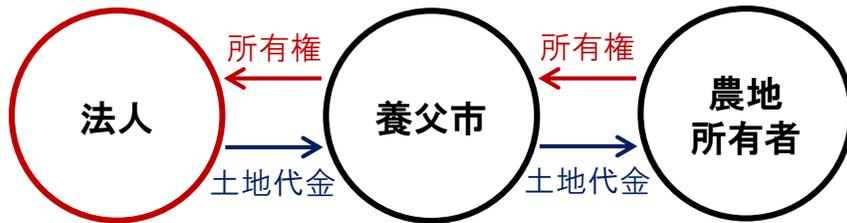
**認定を受けた平成26年10月以降
令和5年3月までに425件を許可
(対象となった農地面積は約50.7ha)**

平成26年度：19件	令和2年度：39件
平成27年度：64件	令和3年度：36件
平成28年度：48件	令和4年度：44件
平成29年度：71件	
平成30年度：53件	
令和元年度：51件	

〈改革〉 企業による農地取得の特例

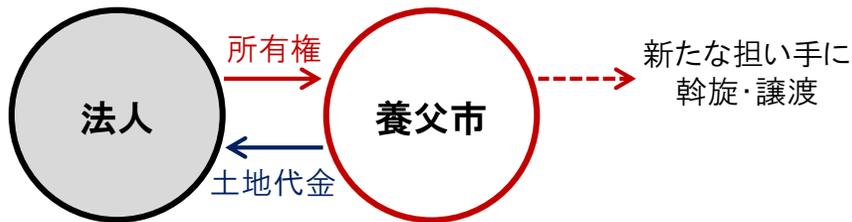
- 養父市において、農地所有適格法人以外の法人が農業経営を行おうとする場合、一定の要件を満たせば農地の取得を認める特例を設け、企業の農業参入を促進(法人農地取得事業)。
- 平成28年9月から5年間の時限措置として認定(2年間延長され、令和5年8月までの措置)。
- 令和5年9月から構造改革特区に移行し、全国の自治体が自らの発意により特例を活用できるようになり、事実上全国展開された。

【法人が農地を取得する場合】



養父市が農地取得を仲介

【農地の不適正利用が明らかになった場合】



養父市に所有権を戻し、農地を適正に管理

法人農地取得事業 実績

活用事業者 **7** 事業者

合計取得面積 **2.0**ha

うち未作付地・耕作放棄地
再生面積 **1.6**ha

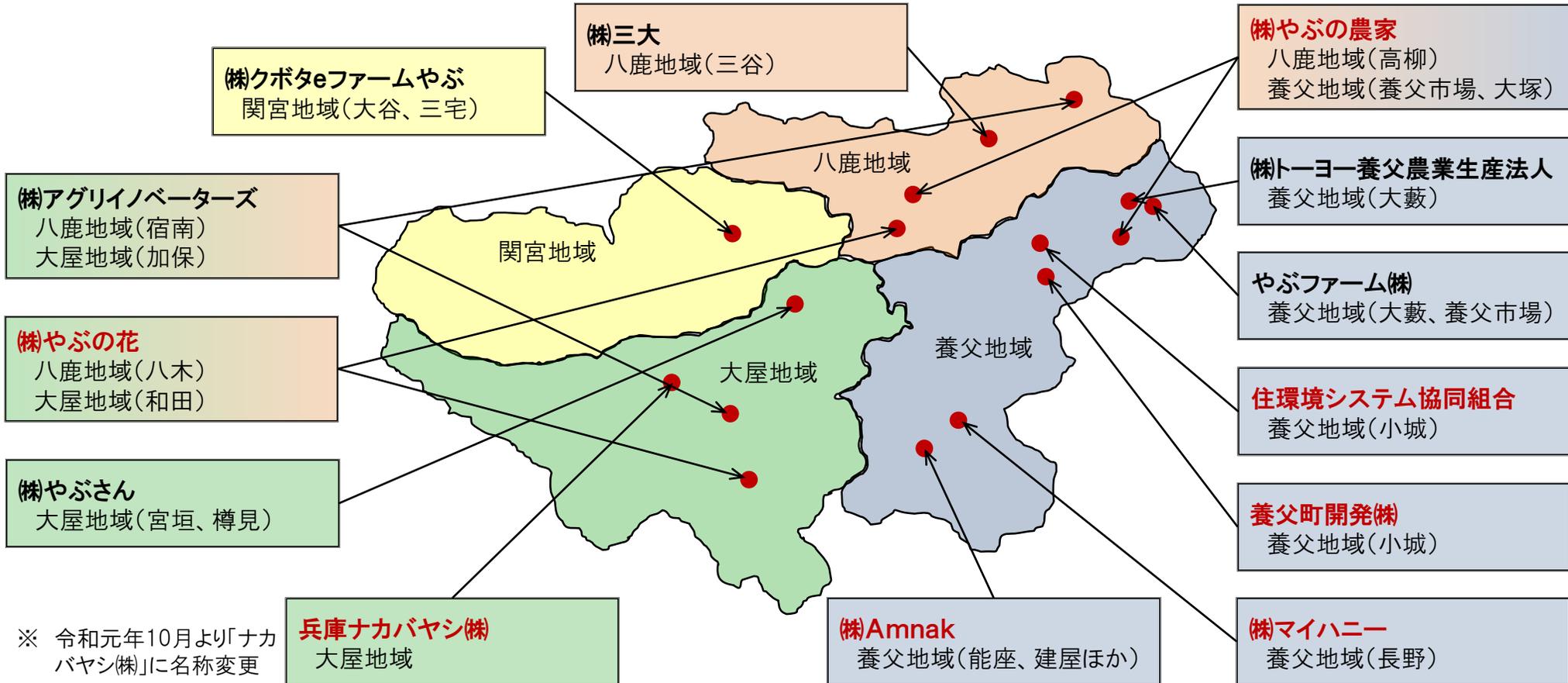
※全てR5.3月末計画認定分

企業が農地を取得するメリット → 農業参入の選択肢が増える！

- ・果樹の植栽など、通常の農地リースでは取り組みにくい営農にもチャレンジできる。
- ・中長期的な展望に基づく設備投資をしやすくなる(契約の更新を心配しなくて良いため、計画が立てやすい)。

特区関連事業者の農業参入状況

○ 農業生産法人の要件緩和(農業法人経営多角化等促進事業)あるいは企業による農地所得の特例(法人農地取得事業)を活用して農業に参入した事業者は、令和5年3月時点で13事業者。



特区関連事業者による営農面積は約67.1ha(令和5年3月時点)
このうち従前が不作付地・耕作放棄地であった農地は約26ha(約39%)

赤字は農地取得の特例を活用している事業者で、取得面積の合計は約2.0ha

〈改革〉 自家用車を活用した交通手段の充実

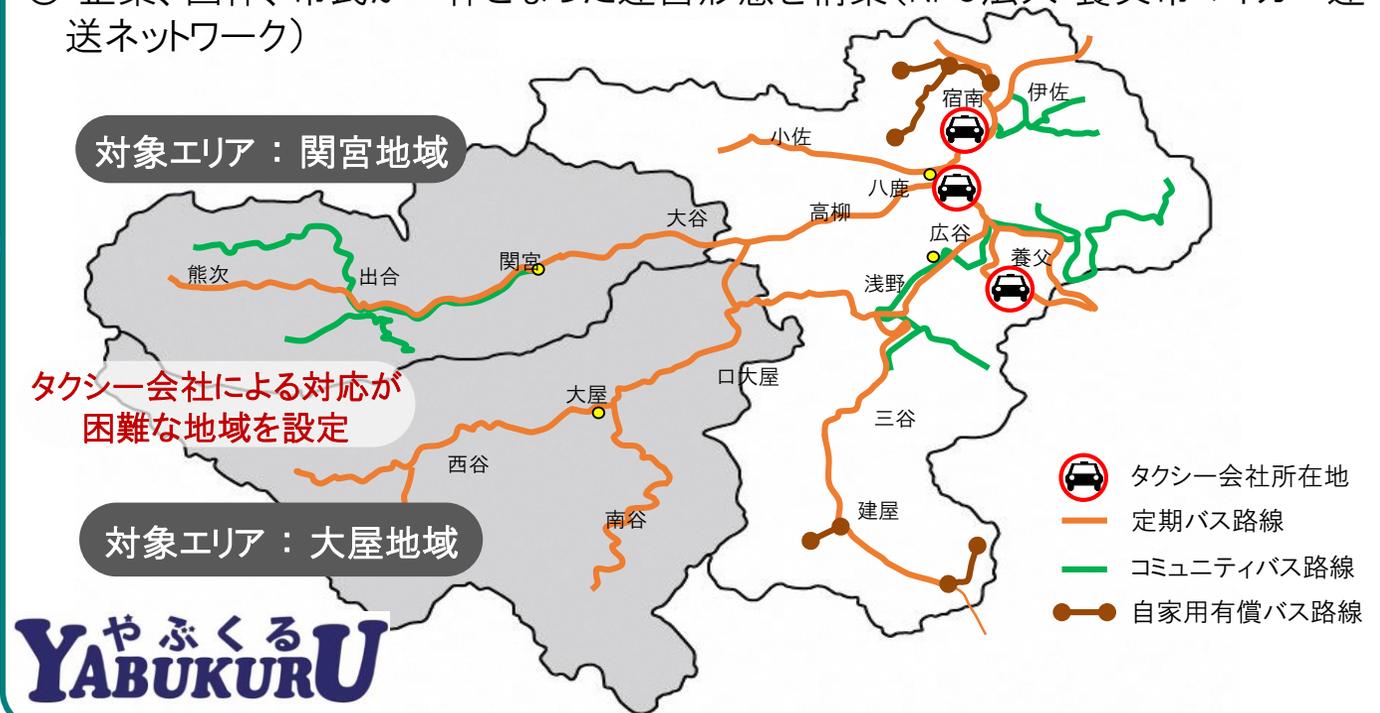
- 公共交通が不便な地域において、市民や観光客の交通手段を充実させるために自家用自動車の活用拡大を模索。
- 国家戦略特区の枠組みを活用し、道路運送法の特例として、自家用有償旅客制度の拡充を提案し、事業者が対応できない短距離運送のニーズを補完。

課題

- ・公共交通だけで市内全域をカバーしきれておらず、少なからず不便な地域が散見。
 - 家からバス停まで距離があり、徒歩で行くことが難しい。
 - 市域が広いため、タクシーの迎車にも時間と費用がかかる。
 - 運行するタクシーの台数も限られているが、利用頻度を考えると規模拡大も困難。
- ・気軽に市内観光をしようと思っても、移動手段がなくて困る。
- ・市民や観光客の交通手段をどのように確保するかが課題。

新たな自家用有償旅客運送事業(通称「やぶくる」)

- 地域住民のほか、観光客を運送することも可能に。
- エリアを設定したうえで、タクシー事業者が対応できない地域における短距離運送のニーズを補完。
- 企業、団体、市民が一体となった運営形態を構築(NPO法人 養父市マイカー運送ネットワーク)



中山間農業改革特区の効果

農業特区の実績・効果

※全てR5.3月末現在

特区指定以降、各種特例を活用して農業参入し、営農を続けている事業者

13事業者

【営農面積の拡大】

H28 .3末 11.6ha



67.1ha

【うち未作付地・耕作放棄地の再生】

H28 .3末 8.7ha



25.6ha

【雇用人数（延べ）】

H28 .3末 7人



186人

【売上高】

H28 .3末 2,300万円



約36,800万円

中山間農業をより価値あるものとするために

- 多様な担い手の一つとして、企業が長期的・安定的な農業経営をできる環境を整え、地域とともに将来にわたる営農を可能に。
- 生産コストが高い中山間農業において資本力・技術力を持つ企業の農業参入は不可欠。